

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事録

令和4年10月5日
14:00～14:45
千葉労働局1階会議室

令和4年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

- 1 日時 令和4年10月5日(水) 14:00 ~ 14:45
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
公益委員
大澤委員、下田委員、大竹委員
労働者側委員
野田委員、外委員
使用者側委員
高橋委員、君塚委員、利光委員
- 4 議題
(1) 特定最低賃金額の改正審議について
(2) その他
- 5 配付資料
なし
- 6 議事内容

部会長

ただ今から、第2回電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会を開催いたします。本専門部会は、運営規程第6条ただし書により「率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当しますので非公開といたします。

事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

賃金室長補佐

本日は、労働者側の山本委員が所用で欠席されるとの連絡を受けております。従って、労働者側代表委員 2 名、使用者側代表委員 3 名、公益委員 3 名の出席がございまして、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

部会長

前回、私は所用で欠席させていただき、申し訳ございませんでした。状況については、事務局から聴いております。その際に、使用者側から、他県の状況について知りたいとの要望がございました。その件について、事務局から説明いただきたいと思います。

賃金室長

先ず埼玉局ですが、引上げ額が 32 円で 1,013 円が出ております。他に、北海道局が 31 円引き上げで 955 円、青森局が 29 円引き上げで 888 円、兵庫局が 31 円引き上げで 961 円です。なお、全て全会一致とのことでした。

部会長

前回、労使それぞれから具体的な金額を御提示いただきましたが、意見の一致には至りませんでした。本日は、前回に引き続き、労使それぞれ別室にて御協議いただき、公益委員が意見調整させていただくということによろしいでしょうか。

一同「異議なし」の声

部会長

それでは、それぞれ別室にて協議をお願いします。協議が整いましたらお知らせください。

事務局は、別室に御案内してください。

部会長

それでは再開いたします。

本日は、労使それぞれに別室にて協議いただき、公益委員が調整を行いました。調整の経過について若干御説明いたします。

労働者側からは、前回の要求の根拠を改めて御説明いただきました。ただ、決定的な判断の決め手となったのは、二つあるかと思えます。一つは、地域別最低賃金の引上げ幅の乗率。もう一つは、他県の状況、特に近隣県である

埼玉の状況を考慮するということです。埼玉については、これまで歴史的な経緯もありますが、昨年においては同額になった、そこを特に意識されたということです。その結果、当初の要求額よりは少し譲歩して32円との提案をいただきました。

使用者側については、基本的には同じ判断基準でよろしいかと思えます。大事な点は二つ、地域別最低賃金の引上げ額と埼玉県の状態ということで、最大限の譲歩とのことですが、その結果、32円との提案をいただきました。

労使ともに非常に深く考えていただいて、また両者とも全会一致を強く希望されていたということもあり、我々としては特に苦勞なく両者の意見が一致しましたので、32円という金額で御提案したいと思えますが、何か御意見、付け足しの御意見があれば補っていただければと思えますが。

一同「特になし」の声

部会長

それでは、公益委員案を提案したいと思えます。現行の981円を32円引き上げ時間額1,013円、発効日は令和4年12月25日。この案で御賛同賜りたいと存じますが、御承諾いただけますでしょうか。

一同「異議なし」の声

部会長

ありがとうございました。労使委員の皆様の御理解、御協力により、全会一致で結審することができました。心から御礼申し上げます。

本日の結審の状況を千葉地方最低賃金審議会会長に報告するとともに、あらかじめ御承認いただいている最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、労働局長に答申したいと存じます。

事務局は、専門部会報告書案を用意してください。

< 専門部会報告書案を各委員に配布 >

部会長

ただ今お配りした報告書案の内容についてお諮りします。
確認のため、事務局より朗読願います。

賃金指導官

< 報告書案の朗読 >

部会長

専門部会報告書案について、御承認いただけますでしょうか。

一同「異議なし」の声

部会長

報告書案について御承認いただきましたので、本案のとおり審議会会長に報告いたします。

続いて、事務局は、答申文案を用意してください。

< 答申文案を各委員に配付 >

部会長

確認のため、事務局より朗読願います。

賃金指導官

< 答申文案の朗読 >

部会長

このとおり労働局長に答申することについて、御承認いただけますでしょうか。

一同「異議なし」の声

部会長

答申文案について御承認いただきましたので、早速、答申いたします。

< 部会長から労働基準部長に答申文を手交 >

労働基準部長

皆様に非常に真摯な議論をしていただいた結果、全会一致ということで、答申をいただきました。ありがとうございます。今後、異議申出の公示等所

定の手続きを経て、最終的に特定最低賃金が決まりましたら、周知あるいは履行確保に最大限配していきたいと考えております。

本日は、大変ありがとうございました。

部会長

事務局は今後の日程について説明願います。

賃金室長

ただ今答申をいただきましたので、最低賃金法第 15 条に基づき、答申要旨を本日公示し、異議申出の受付を行うこととなります。この締切日は、公示日の翌日から 15 日を経過する日とされ、10 月 20 日(木)となります。なお、異議申出があった場合には、これに係る本審議会を 11 月 7 日(月)に開催することとなります。

部会長

おかげさまで無事に答申を出すことが出来ました。それぞれ要求金額があったと思いますし、そういう意味では色々と譲歩いただいて、全会一致ということで御協力いただきました。本当に心から感謝申し上げます。今年これで終わりということになります。あとはまた来年ですが、今のうち何か言い残したことはございますか。

一同「特になし」の声

部会長

結審に向けて御協力いただいたことに感謝申し上げます。
これをもって閉会といたします。